



# 宮 崎 県 公 報

平成19年3月30日（金曜日）号外 第39号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共）1年 36,000円

## 目 次

### 教育委員会規則

○宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則……………	1
○宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則……………	1
○県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………	1

頁

○県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○職員の被服貸与規則等の一部を改正する規則……………	2
○教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則……………	3
<b>教育長訓令甲</b>	
○県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	4
○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………	4

## 教育委員会規則

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

### 宮崎県教育委員会規則第一号

#### 宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和四十二年宮崎県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条情報・相談課の項第五号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第六条第一項中「、その他の職員の職として」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

### 宮崎県教育委員会規則第二号

#### 宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則

宮崎県総合博物館管理運営規則（昭和四十六年宮崎県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

#### （事業）

第一条 総合博物館は、その目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 歴史・民俗・自然科学及びその他の資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 歴史・民俗・自然科学の展覧会、講習会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 三 歴史・民俗・自然科学の資料の専門的、技術的な調査研究を行うこと。

四 特別展示室を、県民の文化活動に使用させること。

第六条第一項中「、その他の職員の職として」を削る。

第七条を次のように改める。

#### （開館時間）

第七条 総合博物館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、午後四時三十分以降は、入館することができない。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

第九条第二項を削る。

第十条第一項中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、「及びホール等使用許可書（別記様式第四号）」を削る。

第十二条第一項及び第十三条中「及びホール等」を削る。

第十六条第二項中「別記様式第五号」を「別記様式第三号」に改める。

第十八条第一項中「別記様式第六号」を「別記様式第四号」に改める。

第二十一条第一項中「別記様式第七号」を「別記様式第五号」に改め、同条第二項中「別記様式第八号」を「別記様式第六号」に改める。

別記様式第二号を削り、別記様式第三号を別記様式第二号とし、別記様式第四号を削り、別記様式第五号を別記様式第三号とし、別記様式第六号から別記様式第八号までを二号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

### 宮崎県教育委員会規則第三号

#### 県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

（県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第一条 県教育庁職員の職の設置に関する規則（昭和三十九年宮崎県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、その他の職員の職として」を削る。  
(市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則)

第二条 市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則(昭和四十九年宮崎県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「職員」を「職員」に改める。

(県立図書館管理規則の一部改正)

第三条 県立図書館管理規則(昭和六十三年宮崎県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「その他の職員の職として」を削る。

(県立美術館管理規則の一部改正)

第四条 県立美術館管理規則(平成七年宮崎県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、その他の職員の職として」を削る。

(宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正)

第五条 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則(平成八年宮崎県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「その他の職員の職として」を削る。

(県立西都原考古博物館管理規則の一部改正)

第六条 県立西都原考古博物館管理規則(平成十五年宮崎県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、その他の職員の職として」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第四号

県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第一条 県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十八年宮崎県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中

延岡高等学校	延岡市
延岡西高等学校	東臼杵郡のうち美郷町北郷区及び北川町
延岡東高等学校	町
延岡星雲高等学校	西臼杵郡のうち日之影町

を

延岡高等学校	延岡市
延岡西高等学校	東臼杵郡のうち美郷町北郷区
延岡東高等学校	西臼杵郡のうち日之影町
延岡星雲高等学校	

に改める。

第二条 県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

延岡高等学校	延岡市
延岡西高等学校	東臼杵郡のうち美郷町北郷区
延岡東高等学校	西臼杵郡のうち日之影町
延岡星雲高等学校	

を

延岡高等学校	延岡市
延岡星雲高等学校	東臼杵郡のうち美郷町北郷区 西臼杵郡のうち日之影町

に改める。

附 則

この規則中第一条の規定は平成十九年三月三十一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

職員の被服貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第五号

職員の被服貸与規則等の一部を改正する規則

(職員の被服貸与規則の一部改正)

第一条 職員の被服貸与規則(昭和四十八年宮崎県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(宮崎県就学指導委員会設置規則の一部改正)

第二条 宮崎県就学指導委員会設置規則(昭和四十九年宮崎県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県立の盲学校、聾学校及び養護学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第二号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

(県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 県教育庁組織規則(昭和五十年宮崎県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第五条第二号中「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則の一部改正)

第四条 教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則(昭和五十二年宮崎県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(県立の盲学校、聾学校及び養護学校の部及び高等部の学科に関する規則の一部改正)

第五条 県立の盲学校、聾学校及び養護学校の部及び高等部の学科に関する規則(昭和五十四年宮崎県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則

第一条中「県立の盲学校、聾学校及び養護学校」を「県立特別支援学校」に、「学科」を「学科等」に改める。

第二条第一項中「県立学校」を「県立特別支援学校」に改め、同項の表県立延岡ろう学校の項中「、高等部」を削る。

第三条中「県立学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条の表県立都城ろう学校の項中「、産業工芸科、被服科」を削り、同表県立延岡ろう学校の項を削る。

本則に次の一条を加える。

(特別支援学校が行う教育の対象者)

第四条 次の表の上欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条に規定する者のうち同表下欄に掲げる者に対する教育を行う。

学校名	対象者
県立盲学校	視覚障害者
県立都城ろう学校	聴覚障害者
県立延岡ろう学校	聴覚障害者
県立延岡養護学校	知的障害者、肢体不自由者
県立宮崎養護学校	知的障害者、肢体不自由者
県立宮崎赤江養護学校	病弱者
県立宮崎南養護学校	知的障害者
県立日南養護学校 (高等部を除く。)	知的障害者
県立日南養護学校 (高等部に限る。)	知的障害者、肢体不自由者
県立都城養護学校	知的障害者、肢体不自由者
県立延岡南養護学校	知的障害者
県立日向養護学校	知的障害者
県立児湯養護学校	病弱者
県立清武養護学校	肢体不自由者

(県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営規則の一部改正)

第六条 県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営規則(平成十四年宮崎県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県立特別支援学校管理運営規則

第一条中「県立の盲学校、聾学校及び養護学校」を「県立特別支援学校」に改める。

第三条の表県立都城ろう学校(普通科を除く。)の項中「(普通科を除く。)」を「(高等部を除く。)」に改め、同表県立都城ろう学校(普通科に限る。)の項中「(普通科に限る。)」を「(高等部に限る。)」に改める。

別記様式第一号から別記様式第六号までの規定、別記様式第八号、別記様式第十二号、別記様式第十八号、別記様式第十九号、別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号中「県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営規則」を「県立特別支援学校管理運営規則」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第六号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則(昭和三十年宮崎県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号の表の備考第一号から第三号までの規定中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条中「特殊教育に関する科目」を「特別支援教育に関する科目」に改める。

第二十四条の見出しを「特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目」に改め、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊教育に関する科目」を「特別支援教育に関する科目」に改め、同条の表を次のように改める。

「特別支援教育に関する科目」に改め、同条の表を次のように改める。

特別支援教育に関する科目	免許状の種類	特別支援教育に 関する科目			最低 修得 単 位 数
		在職 年 数	職 の 基 礎 理 論 に 関 す る 科 目	第一 第 二 欄 第 三 欄	
特別支援教育に 関する科目	専修 免許 状	三 以 上	一 以 上	第一欄 特別支援教育領 域に関する科目	十五
	一 種 免 許 状	三 以 上	一 以 上	第二欄 特別支援教育領 域に関する科目	
二 種 免 許 状	三 以 上	一 以 上	第三欄 特別支援教育領 域に関する科目	六	

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項のうちいずれかの事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。)について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて二単位以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。)
- ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて一単位以上(当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目を含む。)

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

第二十四条に次の二項を加える。

2 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、前項の表の備考第一号イ又はロに定める単位を修得するものとする。

3 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。

第三十四条（見出しを含む。）中「特殊教科教諭」を「自立教科教諭」に、「特殊教科助教諭」を「自立教科助教諭」に改める。

第三十六条第二号中「及び破損した免許状の原本又は盗難若しくは災した事実を客観的に証明することができる者による証明書」を削る。

別記様式第一号の備考1中「回法別表第2」の後に、「回表別表第2の2」を加える。

別記様式第二号(1)中「離半」を「特丈」に、同様式(3)中「研・離・離離半校」を「特別丈離半校」に改める。

別記様式第一六号中「特丈」を「教科・特別支援教育領域」に改める。

### 教育長訓令甲

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県教育委員会教育長 高山 耕吉

宮崎県教育委員会教育長訓令甲第一号

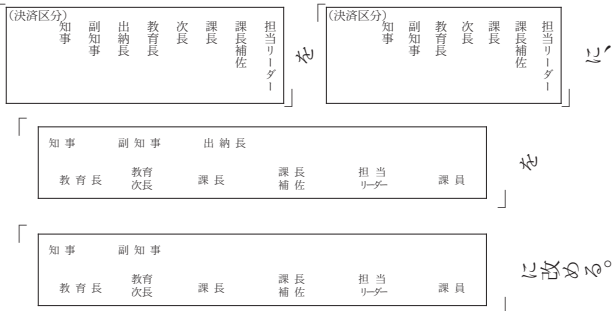
本 庁  
各出先機関  
各教育機関

#### 県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令

県教育庁等文書取扱規程（平成二年宮崎県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「係名」を「担当名」に改める。

別記様式第九号中



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の県教育庁等文書取扱規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県教育委員会教育長 高山 耕吉

宮崎県教育委員会教育長訓令甲第二号

本 庁  
各出先機関  
各教育機関

#### 宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成七年宮崎県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、一の項中「県立学校」を「県立の中学校、高等学校及び中等教育学校」に改め、同項の次に次のように加える。

三 特別支援教育 育 係	1	県立特別支援学校教科書採択に関すること。	○				
	2	県立特別支援学校の計画的な教育の承認に関すること。	○				
	3	県立特別支援学校の学区域外転学許可に関すること。			○		
	4	県立特別支援学校の個別修学旅行の実施の承認及び特別設置の認定の承認に関すること。			○		
	5	県立特別支援学校の学校評議員の委嘱に関すること。			○		

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。